平成２３年（フ）第５０号
青森市大字羽白字池上199番地21
債務者　三上勢津子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
青森県弘前市大字鬼沢字菖蒲沢109番地１
債務者　藤田ひさ子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１０号
青森県平川市本町平野４番地１　ビューリバー福原108号室
債務者　田澤　寛暁
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１９号
福島県双葉郡浪江町大字両竹字的場212番地
債務者　渡邉　晴美（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９６７５号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番30―405号
債務者　今熊　一仁
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２１号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番56号　美福苑302号、事業所の所在地大阪市北区菅栄町７―17
債務者　ＢＡＲ　ＳＴＩＬＬこと　岡内　康彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２４号
大阪市住吉区苅田５丁目14番３―301号
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０１号
大阪府枚方市宮之阪３丁目１―30　宮之阪ビル504、住民票上の住所大阪府東大阪市川田３丁目１番38号
債務者　細田　育弘
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３２号
大阪府寝屋川市大利町22番15号
債務者　森田　和徳
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６１号
大阪府東大阪市足代北２丁目13番４号
債務者　玉谷　光祐
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７６号
大阪市西淀川区柏里３丁目４番２号　サンウレージュマンション202号室
債務者　野々村浩彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５０号
大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴィラ108号室
債務者　根田　峰喜
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９５１号
大阪市住吉区長居西２丁目２番４号　ＷＩＮ長居西501号
債務者　土井　聖司
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４号
大阪府八尾市緑ケ丘４丁目66番地
債務者　呉本旭こと　呉　　京旭
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番１―201号
債務者　村上　英史
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３号
大阪府門真市島頭４丁目19番８号
債務者　山本配送店こと　山本　泰三
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番35―404号
債務者　松橋　光子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９号
大阪府箕面市瀬川３丁目３番Ａ―306号
債務者　大西　一光
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部